

財 務 省
平成 20 年 5 月 30 日

平成 20 年度における分離利息振替国債に係る買入消却入札の実施方法

平成 20 年度における国債整理基金による市中金融機関からの分離利息振替国債に係る買入消却入札については、下記の通り実施する。

記

1. 対象銘柄

対象銘柄は、以下に掲げるものを除く全ての分離利息振替国債とする。

イ. 利息支払期日が 15 日である銘柄(2 年債に係る分離利息振替国債)

ロ. 買入消却の入札日が属する月の月末から 1 年以内に利息支払期日が到来する銘柄

2. 実施予定額

半期ごとに額面金額で 200 億円程度(実施予定額等については予め決定し、財務省ホームページにおいて公表する。ただし、市場環境等によっては予定を変更することがあり得る。)

(注)なお、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を買い入れないこととすることがある。

3. 入札参加者

国債市場特別参加者(財務大臣が、買入消却入札への参加を認めることが適当でないと認めた者以外の者に限る。)

4. 入札方式

「希望価格格差^(注)・コンベンショナル方式」により入札を行う。ただし、価格格差の刻み幅は 1 銭とする。また、応募口数は最大 5 口とし、応募額 1 口の金額は 1 億円又はその整数倍とする。

(注)買入れを希望する銘柄ごとに財務大臣が定める価格(入札日と同日付の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値表における当該国債の平均値の単価とする。)に対して一律に加算する数値をいう。

5. オファー時刻等

オファーは午前 10 時 00 分、応募締切りは午前 11 時 30 分、入札結果の公表は午後 1 時 30 分とする。

6. 買入希望銘柄の申出

買入れの決定を受けた入札参加者は、入札日の午後 5 時までに買入れの決定を受けた価格格差ごとに買入れを希望する銘柄及び当該銘柄の額面金額等を申し出るものとする。ただし、申し出可能銘柄数は最大 60 銘柄とし、銘柄ごとの申出額は 100 万円又はその整数倍とする。

7. 決済の方法等

入札日の 3 営業日後の日の午前 10 時を目処に国債の買入れを行い、買入代金は入札日の 4 営業日後の日に支払う。

(注 1) 本入札はファクシミリを用いて実施する。

(注 2) フェイル時の取扱いは、「平成 20 年度上期における国債買入消却入札の実施方法」における取扱いに準ずる。

(以 上)